

カンボジアにおける外国（JP、SG、EP、CN）特許の取り扱い



Tilleke & Gibbins (Cambodia) Ltd.

チャンラクスメイ・ソクン
知的財産部 アドバイザー

Tilleke & Gibbins は、1890 年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ビエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。チャンラクスメイ・ソクンは、Tilleke & Gibbins (Cambodia) Ltd. のプノンペン事務所のアドバイザーで、登録、執行、偽造防止戦略、商品化を含む商標、特許、その他の知的財産問題においてクライアント支援をしている。

カンボジアは 2003 年に「特許、実用新案証および意匠に関する法律（特許法）」を制定したが、その特許制度は、特許出願に関する実質的な審査を行う人材とインフラが不足しているため、まだ初期段階である。それにもかかわらず、産業手工芸省（the Ministry of Industry and Handicraft: MIH）は、外国の特許がカンボジアにおいて登録と保護を取得できるように、他の政府と協力することに多大な努力を払ってきた。本稿では、その一端を紹介する。

過去数年間、MIH は他の管轄区域の特許庁との間で、合意と覚書を締結してきた。

- ・ シンガポール知的財産庁（IPOS）とのシンガポール特許の再登録（Re-registratation）
 - ・ 日本国特許庁（JPO）との特許の付与円滑化に関する協力（the Cooperation for Facilitating Patent Grant: CPG）
 - ・ 欧州特許庁（EPO）との欧州特許の認証（Validation；有効化）
 - ・ 中国国家知的財産庁（CNIPA）との中国特許の認証（Validation；有効化）
- これらの合意、覚書によって、上記管轄区域の特許権者は恩恵を受けることができ、カンボジアにおける特許の登録と保護を効果的に得ることができる。

一般的な概念、資格、必要書類および期間を以下に解説する。

1. 特許の付与円滑化に関する協力 (the Cooperation for Facilitating Patent Grant: CPG)

MIH と JPO は、2016 年 5 月 4 日に CPG についての共同声明に署名し、2016 年 7 月 1 日に同プログラムを開始した。

JPO によって特許査定された日本出願 (JPO 特許出願) がある場合、対応するカンボジア出願 (MIH 特許出願) について、JPO の審査結果と特許査定に基づいて迅速に特許を付与するよう、要求できる。

CPG プログラムの資格を得るには、次の要件を満たす必要がある。

- ・ CPG を申請する MIH 特許出願と、優先日あるいは出願日のうち最先の日付が同一である対応 JPO 特許出願が存在すること
- ・ 対応 JPO 特許出願が JPO によって特許査定されていること
- ・ JPO によって特許性があると判断された請求項と一致するように、MIH 特許出願の請求項が補正されていること

CPG を申請する場合には下記の書類が必要となる。

- ・ 対応する JPO 特許出願を示す特許公報の認証された複写
- ・ 特許公報に掲載された特許請求の範囲と明細書の英語とクメール語で記載された翻訳、およびクメール語翻訳文の翻訳者による宣誓書
- ・ 請求項対応表

CPG プログラムでは、すべての要件が満たされている場合、対応する MIH 特許出願は約 1~3 か月で特許査定される。

2. シンガポール特許の再登録

MIH は 2015 年 1 月 20 日に IPOS と産業財産権の協力に関する覚書を締結し、2016 年 7 月 25 日に発効したカンボジアのシンガポール特許の再登録に関する宣言¹の採択を通じて再登録プロセスを開始した。

¹ Prakas (Declaration) No. 182 on the Re-Registration of Singaporean Patents

再登録プロセスにより、シンガポールで付与された特許の権利者は、カンボジアで特許を再登録し、保護を受けることができる。

再登録プロセスの資格を得るには、シンガポールの特許が、次の要件を満たしている必要がある。

- ・再登録申請が提出された時点で有効であること
- ・出願日が 2003 年 2 月 11 日以降であること
- ・カンボジア特許法第 4 条および第 9 条に照らして特許可能であること

再登録を申請するには、次の書類が必要となる。

- ・ IPOS によるシンガポール特許付与証明書の認証された写し
- ・ IPOS によって付与された特許の最終明細書の写し（詳細な説明、クレーム、要約および図面一式（あれば））
- ・ シンガポール特許の最終明細書の認証されたクメール語訳、および翻訳者による宣誓書

再登録プロセスは、すべての要件が満たされている場合、対応する MIH 特許出願は約 2～3 か月で特許付与される。

3. 欧州特許の認証協定

MIH と EPO は、2017 年 1 月 23 日に欧州特許の認証に関する協定²（認証（有効化）協定）に署名し、協定は 2018 年 3 月 1 日に発効した。

認証協定により、国際 PCT 出願を含む欧州特許の権利者は、カンボジアでの有効化を要求でき、カンボジアは、その管轄領域内で欧州特許を有効化する。欧州特許の権利者は、欧州特許公報での調査報告書の公開から 6 か月以内に（または PCT 出願の場合は、欧州段階に入るために必要な手続きを実行する期間内に）、EPO に認証請求を提出し、認証費用（180 ユーロ）を支払う必要がある。

² Prakas (Declaration) No. 282 on Determination of Principles and Procedures for Validation of European Patents in Cambodia

認証費用が EPO に支払われた後、付与された欧州特許は、公開後 3 か月以内にカンボジアで認証される。権利者は、付与公開費用を MIH に支払う必要がある。

認証プロセスの資格を得るには、欧州特許が次の要件を満たしている必要がある。

- ・ 認証請求が提出された時点で対象となる欧州特許が有効であること
- ・ 対象となる欧州特許の出願日が 2018 年 3 月 31 日以降であること
- ・ カンボジア特許法第 4 条および第 9 条に照らして特許可能であること

欧州特許の認証を請求するには、次の書類が必要である³。

・ Word 様式の明細書（詳細な説明、クレーム、要約）の、認証されたクメール語訳および英語訳、翻訳者の宣誓書、および図面一式（あれば）。英語の明細書は請求と同時に提出する必要がある⁴。対応する明細書のクメール語訳は、認証の請求後 6 か月以内に提出することができる。

認証のプロセスは、すべての要件が満たされている場合、対応する MIH 特許出願は約 2～3 か月で特許付与される。

4. 中国特許の認証

MIH と CNIPA は、2017 年 9 月 21 日に知的財産協力に関する覚書に署名した。認証プロセスを実施するために、MIH はカンボジアでの中国特許の認証に関する宣言⁵を発行し、2018 年 3 月 27 日発効した。

³ EPO 特許の場合、認証された明細書の英訳およびクメール語訳、翻訳者の宣誓書の提出を求める明示的な法律要件はないが、実務上、必要とされる。

⁴ Prakas N. 282 では欧州特許付与の通知から 3 か月以内に英訳およびクメール語訳を提出すればよいとされるが、本申請に使用すべき正式な様式が提供されておらず、DIP への公式通知様式を使用することとなり、この様式は、クメール語訳が添付できない場合には英文の明細書の添付することを求めている。

⁵ PRAKAS (Declaration) No. 80 ON REGISTRATION OF PATENT OF PEOPLE'S 3
REPUBLIC OF CHINA IN CAMBODIA

認証プロセスにより、CNIPA に登録された発明特許の権利者は、カンボジアでの特許の認証と保護を取得できる。中国で付与された中国特許をカンボジアで認証する場合、期限はない。

認証プログラムの資格を得るには、中国の特許が次の要件を満たしている必要がある。

- ・ 認証請求が提出された時点で対応する中国特許が有効であること
- ・ 対応する中国特許の出願日が 2003 年 1 月 22 日以降であること
- ・ カンボジア特許法第 4 条および第 9 条に照らして特許可能であること

中国特許の認証を請求するには、次の書類が必要である。

- ・ CNIPA による中国特許の付与証明書の認証された写し
- ・ CNIPA によって付与された最終版の明細書（詳細な説明、クレーム、要約）の認証された写しおよび図面一式（あれば）
- ・ 中国特許の最終版明細書の英語訳とクメール語訳、および翻訳者による宣誓書

認証プロセスでは、すべての要件が満たされている場合、対応する MIH 特許出願は約 2~3 か月特許付与される。

5. 一般的な例外

カンボジアでは、医薬品特許は保護の対象外である。カンボジアは後発開発途上国（Least Developed Country: LDC）であるため、世界貿易機関の知的財産権の貿易関連側面評議会（Cousil for TRIPS）は、カンボジアが 2033 年まで医薬品関連特許の保護を提供する義務を負わないと決定した。

ソース

- ・ カンボジア関連特許出願に対する特許の付与円滑化に関する協力に基づく早期特許審査申請（特許の付与円滑化に関する協力）

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/document/cpg/guideline_khm_j.pdf

・カンボジアにおけるシンガポールの再登録に関する規則 (Prakas (Declaration) No. 182 on the Re-Registration of Singaporean Patents)

https://f7eb3f62-f506-4130-9bbf-ccf98e7f16dd.filesusr.com/ugd/3e39e9_5c135e12769b47d38999939cf868f0b0.pdf?index=true

・カンボジアにおける欧州特許の認証のための規範および手続の決定に関する規則 (Prakas (Declaration) No. 282 on Determination of Principles and Procedures for Validation of European Patents in Cambodia)

https://f7eb3f62-f506-4130-9bbf-ccf98e7f16dd.filesusr.com/ugd/3e39e9_9381aa9cc4d54af594e3ddf22b28b050.pdf?index=true

・カンボジアにおける中国特許の登録に関する規則 (Prakas (Declaration) No. 80 on Registration of Patent of the People's Republic of China in Cambodia)

http://www.mih.gov.kh/File/UploadedFiles/6_24_2018_23_10_19.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)